

高等専門学校評価基準（案）に対する意見対応表

No.	該当箇所	意見等	対応
1	全体	<p>現行基準の基本的観点における「(例えば,・・・)」という記述が全て削除されているが,若干の項目や,新設の項目については,評価側の狙いを示すために例示しても良いのではないか。改訂案のままでは自由に記述できるので,実際の評価基準や指導案の作成に無理が出るのではないか。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。 ただし,「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」において,引き続き例示を掲載するものとする。</p> <p>【理由】 高等専門学校の分析が例示の取組に限定される恐れがあるため。</p>
2	1-1	<p>学科・専攻科の目的については,基準1ではなく基準2で言及すべきである。</p> <p>学校の教育の目的を受けて,学科・専攻科の各専攻が設置され,それぞれの教育の目的が定められている。学科・専攻科の設置について,従来通り基準2で問うのであれば,学科・専攻科の目的は基準2以降で問うべきである。この考え方は,旧基準に対する「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」でも示されている。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 学校の目的を記載する基準は基準1であるため。 なお,「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」において,基準2で示している,「学科の目的・内容が,・・・,学校が掲げた教育の目的と適合性が取れているかどうかについて分析。」という文章は,学科の目的を基準2の分析に求めているのではなく,基準1で記載した学科の目的を基に基準2の分析を求めているものである。基準2に限らず,基準2以降の全ての基準は基準1で記載した学校の目的,学科の目的を基に評価する形となっている。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
3	1-1	<p>「また、学科及び専攻科ごとの目的が・・・」の「学科」と「専攻科」の使い方に曖昧さが残っており、整合性がとれていない。改訂の理由によると、高等専門学校設置基準の改正（第3条の2，平成20年4月1日施行）を踏まえており，それに基づけば「学科」は準学士課程に設置された「学科」のことであり，専攻科でそれに対応するのは「専攻科」ではなく「専攻」ではないか。【「専攻科」の表現は，基準1の趣旨，基本的な観点1-1-①，基準2の2-1，趣旨，基本的な観点2-1-②にもみられる。】</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 高等専門学校において，学校教育法並びに高等専門学校設置基準に定められた法令上の組織は学科及び専攻科のみであり，専攻は多くの高等専門学校で学内組織として設置されているものであるため，基準，観点等には，専攻科という用語を用い，評価の際には，それぞれの高等専門学校の実態に合わせ行うこととしている。</p>
4	1-1	<p>「また、学科及び専攻科ごとの目的が・・・」の「学科」と「専攻科」の使い方に曖昧さが残っており，整合性がとれていないように思われる。改訂の理由によると，高専設置基準の改正（第3条の2，平成20年4月1日施行）を踏まえており，それに基づけば「学科」は準学士課程に設置された「学科」のことである。ということは，専攻科でそれに対応するのは「専攻科」ではなく「専攻」ではないか。「専攻科」という表現は，他にも基準1の趣旨，基本的な観点1-1-①，基準2の2-1，趣旨，基本的な観点2-1-②にみられる。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 No.3と同様の理由のため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
5	基準1 趣旨 1-1-①	趣旨に「各高等専門学校は、各学校が持つ設立の理念、歴史、環境条件、教育資源等を踏まえた上で、それぞれの学校の個性や特色に応じて、その高等専門学校の機関としての目的を明確に定めている必要があります。」とあり、基本的な観点1-1-①には「高等専門学校の目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、」とあるが、「個性や特色」を評価基準とする場合の基準が明確ではない。	【対応】 修正は行わない。 【理由】 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第1条第2項により、「評価の対象となる高等専門学校における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。」という規定に基づき、設定されているため、これが達成できるかが基準となる。
6	基準1 趣旨	「教職員や学生等学内に広く周知されているとともに、」を「教職員や学生等、学内に広く周知されているとともに、」に修正	【対応】 修正は行わない。 【理由】 「,」がなくとも十分理解できるため。
7	基準1 趣旨	「の連携、国際連携等を目的として重視している場合、」を「の連携及び国際連携等を目的として重視している場合、」に修正	【対応】 修正は行わない。 【理由】 例えば以下は、例を羅列しているものであり、「及び」を挿入すると、これら全てを重視している場合と誤解されかねないため。

No.	該当箇所	意見等	対応
8	1-1 1-1-①	「高等専門学校一般に求められる目的からはずれるものでないこと」が「高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであること」に改訂されており、基準1の「趣旨」及び「基本的な観点1-1-①」にある「目的から外れるものでない」の表現は「目的に適合するものであること」に統一したほうが良い。	<p>【対応】 次のとおり修正を行う。</p> <p>趣旨 「目的に<u>適合するものである</u>ことは当然です。」 観点1-1-① 「目的に<u>適合するものである</u>か。」</p> <p>【理由】 基準1-1の改訂の趣旨と整合させた表現とするため。</p>
9	2-1 2-1-③	全学的なセンターは、①学生への教育のみならず社会人教育の充実を目的としたもの、②生涯教育を通して地域における人材育成を目的としたもの、③教員の資質の向上を図るとともに、その成果を他の高専や地域教育界へ発信することを目的としたものなど多様である。全てが学生の教育目的を達成するためだけではないので、その目的に応じて、全学的なセンターを限定する必要があるのではないか。【関連：選択的評価事項Bの基本的な観点への追記】	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 当該観点は、学生の教育目的を達成することに限定されない全学的なセンターの場合には、そのセンターが学生の教育目的達成のために果たしている役割について分析するものであるため。 なお、「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」において、その旨説明されている。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
10	<p>基準2 趣旨</p>	<p>高等専門学校はが、その目的を達成するために教育活動を有効に行えるよう、学科、専攻科、各種センター等の教育組織及びその他の教育の実施体制が、科学技術の動向や社会のニーズ、また、地域の教育資源等を踏まえ、その学校の教育の目的に基づいた活動を行う上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。すなわち、科学技術の動向や社会のニーズ、また、地域の教育資源等を踏まえ、学科、専攻科、各種センター等の教育組織及びその他の教育の実施体制は、有効かつ適切な形で設置あるいは整備される必要があります。また、学校全体、及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ、教育を実施していくためには、その運営体制が適切に整備され、機能していることが必要です。</p> <p>上記のように修正願いたい。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正を行う。</p> <p><u>学科、専攻科、各種センター等の教育組織及びその他の教育の実施体制は、</u>高等専門学校が、その目的を達成するための<u>教育活動を有効に行えるよう、科学技術の動向や社会のニーズ、また、地域の教育資源等を踏まえ、その学校の教育の目的に基づいた活動を行う上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。</u>また、学校全体、及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ、教育を実施していくためには、その運営体制が適切に整備され、機能していることが必要です。</p> <p>【理由】 表現の適切化のため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
11	<p>基準2 趣旨</p>	<p>趣旨において、「科学技術の動向や社会のニーズ、また、地域の教育資源等を踏まえ」とあるが、高等専門学校には必要なのか。また、基本的な観点では何も触れられていないが、これでよいか。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。 ただし、「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」において、観点の意図を補足するものとする。</p> <p>【理由】 中央教育審議会答申「高等専門学校教育の充実について」において重要性が提言されているため。 また、この改訂は、これまでの認証評価の中で、「一度文部科学省に設置を認可された学科、専攻科等について、なぜ自己評価しなければならないのか。」という意見が多かったことに鑑み、観点の意図を補足し、明確にしたものである。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
12	2-2-②	<p>科目間連携と教員間連携は、同列で整理したほうがよいのではないか。</p> <p>例：「一般科目と専門科目との間において、科目間連携及び担当教員間連携が、機能的に行われているか。」</p> <p>なお、「科目間連携」と「教員間連携」の違いについて、解釈に幅が生じると思われるので、大学評価・学位授与機構としてそれぞれをどのように定義されているか明らかにされたい。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正を行う。</p> <p>「一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。」</p> <p>【理由】 一般科目、専門科目に分類される授業科目の間での連携のみならず、必要に応じて一般科目の授業科目間、専門科目の授業科目間における連携も含まれる表現とするため。</p> <p>なお、本基準が教員にかかる基準であることから、科目間の連携については削除し、教員間の連携に包含した。</p>
13	2-2-②	<p>「教員間の連携及び科目間連携が、」を「教員間の連携及び科目間の連携が、」に修正</p>	<p>【対応】 No.12 と同様の対応。</p> <p>【理由】 No.12 と同様の理由のため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
14	3-1-①	<p>高等専門学校教育の目的を達成するためには、学校教育法（第70条の7）及び高等専門学校設置基準（第6,9条）に定められた相当数の専任の一般科目担当教員（助手を除く）が配置されていることが、必要不可欠である。この法定定数を満たす必要があることを、基準3の「趣旨」または観点3-1-①において強調しておく必要はないか。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 基準3の趣旨において、「高等専門学校設置基準に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育活動を展開するに十分な教員組織を有していること、・・・」と明示されている。 また、観点3-1-①～③において、「・・・適切に配置されているか。」の中に、高等専門学校設置基準が遵守されていないことを含んでいるため。</p>
15	3-1-②	<p>教育の目的を達成するためには、学校教育法（第70条の7）及び高等専門学校設置基準（第6～9条）に定められた相当数の専任の専門科目担当教員（助手を除く）が配置されていることが、必要不可欠である。この法定定数を満たす必要があることを、基準3の「趣旨」または観点3-1-②において強調しておく必要はないか。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 No.14と同様の理由のため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
16	3-1-④	旧評価基準では、「適切な措置」に係る例示が明示されているが、改訂では、例示が削除されているため、範囲を非常に拡大して受け留めると思われる。	<p>【対応】 修正は行わない。 ただし、「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」において、引き続き例示を掲載するものとする。</p> <p>【理由】 高等専門学校の分析が例示の取組に限定される恐れがあるため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
17	3-2	<p>F D活動を含む教員の教育活動を積極的に評価しようという趣旨は理解できるが、「教員の教育活動に対する定期的な評価の結果を、教員組織等の見直しに反映させる」という基準は無理がある。教員組織の編成は種々な要因が関係するものであり、大学と違い、高専のように人数規模の小さい組織では、その編成の自由度も小さい。このような状況において、教員の教育活動に対する定期的な評価の結果のみから組織の見直しを行うことは無理がある。基準に盛り込むのであれば、旧基準の基本的な観点3-2-②の表現が妥当ではないか。</p> <p>また、「教員組織」の内容をどのように想定しているのかわからないため、認証評価期間の中で、どのようなレベルを求められているか不明確である。例えば、学科単位の教員組織の見直しであれば、設置基準、教員定員、現員等の制約があるため、長期的な計画が必要である。</p> <p>教員の教育活動に対して評価を行い、把握された事項をもとに、反映させうる改善内容としては、「教員組織の見直し」といった組織全体を視野に入れるものと、「個々の教員の資質向上」に関するものがある。このことを勘案すると、例示として、「個々の教員の資質向上」も併せて明記する方が適切ではないか。このことは、基本的な観点9-1-④において、個々の教員が資質向上を図る際、「評価結果」に基づいて行うとされており、それとの整合性を図る上でも有用かと思われる。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 当該基準では、趣旨にも明示されているように教員の配置が適切であるかについて評価することとなっており、中でも、3-2では、定期的に教員の資格や能力が適切に評価され、教員組織の見直し等に反映されているか評価する基準であるため。</p> <p>なお、個々の教員の資質向上を目的としたものは、基準9で分析することとなっており、その旨、「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」に明記している。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
18	3-2 3-2-①	<p>「全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われ」とあるが、どのように判断すべきか不明確である。校長による評価と考えるべきか、あるいは、基本的観点3-2-①に記されている「学校による定期的評価」として、適切な組織を構成して教員の評価を教員が行うのか、それをフィードバックする仕組みについて、明確な規準を示すべきではないか。また、自己点検は、この基準に該当するのか。</p> <p>また、新たに追加された「教員組織の見直し等」がどのような見直しを指すのか明確ではない。「教員組織の見直し等」に関し具体例をあげて明確化願いたい。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。 ただし、「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」において、教員組織の見直しは、教員の配置の適切性についての見直しであることを明示するものとする。</p> <p>【理由】 当該基準、観点では、学校による評価が求められており、高等専門学校が適切と考える方法で評価し、それをもとに評価することを基本とするため。</p>
19	3-2	<p>「全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われ、その結果を教員組織の見直し等に反映させていること。」は、基本的観点3-2-①との整合から「全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われ、その結果に応じて教員組織の見直し等の適切な取組みが行われていること。」とするほうが意味が通りやすいと思われる。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 原案どおりで整合しており、適切であると考えられるため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
20	3-2 3-2-①	教員の教育活動に対して評価を行い把握される事項には、「教員組織の見直し」といった組織全体を視野に入れるものと個々の教員の資質向上に関するものがある。このことを勘案すると、観点本文中に「・・・教員組織の見直し等、・・・」を例示として表記し、限定的な表現とするのは避けるべきではないか。一方、基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」においても、個々の教員の資質向上について分析する基本的な観点(9-1-③, 9-1-④, 9-2-①)があり、観点3-2-①と重複することから、基準間の整理をする必要はないか。	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 個々の教員の資質向上を目的としたものは、基準9で分析することとなっており、その旨、「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」に明記しているため。</p>
21	3-2	「適切な基準や規定が定められ,」を「適切な基準や規程が定められ,」に修正	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 「規程(規定の集まり)」として制定されていることまで求めているものではないため。</p>
22	3-2-②	「教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ,」を「教員の採用や昇格等に関する基準や規程が明確に定められ,」に修正	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 No.21と同様の理由のため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
23	基準4 趣旨	「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、理解されやすい形で公表されている」を「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を理解されやすい形で明確に定め、公表されている」に修正	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 関連する観点4-1-①では入学者受入方針が明確に定められているか、また、理解されやすい形で公表されているか、2つの視点から分析を行うため。</p>
24	4-1-①	「理解されやすい形で」という文言が入学者受け入れ方針の「適切性」を明確化するために追加されているが、「理解」と「適切性」は異なる。理解されやすい言葉あるいは方法であっても、適切でないことは十分に考えられる。「適切性」と「理解」を求める項目をそれぞれ設けてはどうか。	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 当該観点では入学者受入方針が明確に定められていることを求めており、「明確に」とは、内容、決定過程等が適切であることも当然に含まれているため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
25	4-3-①	<p>ほとんどの高等専門学校において、専攻科の入学定員は準学士課程定員の約10%であるのに対し、実入学者数は入学定員を大幅に超える状況にある（国立高等専門学校の場合、1.8倍以上の入学者をもつ学校は平成19年度：11校、平成20年度：12校と全高専の20%を超えている）。しかしながら、専攻科の教育成果は社会から高い評価を得ていることから、中教審答申（「高等専門学校教育の充実について」平成20年12月24日答申）においても「入学定員の拡充を含め、今後の整備・充実を図っていくことが適当」であることが高等専門学校教育充実の具体的方策のなかに示されている（p.24：4(5)エ(ア)専攻科の整備・充実）。したがって、専攻科における入学定員と実入学者数との関係の適正化については、実態を考慮した慎重な表現が必要ではないか。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 あくまでも評価実施時点における入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか分析することを基本としているため。</p>
26	4-3-①	<p>ほとんどの高等専門学校において、専攻科の入学定員は準学士課程定員の約10%であるのに対し、実入学者数は入学定員を大幅に超える（2倍以上）状況にある。しかし、専攻科の教育成果に関しては、社会から高い評価を得ているので、中教審答申（「高等専門学校教育の充実について」平成20年12月24日答申）においても入学定員の拡充を含め、今後の整備・充実が謳われている。したがって、専攻科における入学定員と実入学者数との適正化については、実態を考慮した慎重な表現が必要ではないか。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 No.25と同様の理由のため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
27	基準5	<p>新たに、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成が適切になされているか」を観点に追加していただきたい。</p> <p>この観点を設定する背景として、</p> <p>1) 高等専門学校からの国立大学へ編入する学生の英語能力が低く（3年生に編入するため1，2年生での編入する大学の外国語教育を受講していない）、多くの大学で国際化対応のための英語教育を行っている中で、ついていけない学生が増加していること（卒論や修論を英語で発表を行っている、大学院の入学試験がTOEICやTOEFLであるなど）。</p> <p>2) 大学基準協会の認証評価の視点にも「外国語教育」は入っており、重要視されていること。</p> <p>3) 高等専門学校の卒業生自体がグローバル化する企業に就職する機会が増えていること等があげられる。</p> <p>社会は急速にグローバル化している中で、高等専門学校だけが「外国語能力育成」をカリキュラムの観点として掲げなくてよいか。（ある企業ではTOEIC600点以下では、外国出張に制限を設けている。）また、「外国語教育」についての観点を設定してはどうか。</p>	<p>【対応】</p> <p>修正は行わない。</p> <p>ただし、新しい観点としての追加は行わず、「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」に、教育の目的に照らして必要とされる場合に「外国語の伝達と読解の基礎能力育成」が評価の視点となることを例示することとする。</p> <p>【理由】</p> <p>基準はそれぞれの高等専門学校に必要と考えられる能力の枠組みを評価基準として規定しているものとなっており、それぞれの高等専門学校で教育目的に照らして必要と考えられる具体的な個々の能力については、基準ではなく「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」に例示として示すことが適切と考えられるため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
28	5-2-②	<p>進学士課程では、特に3年生以下における単位は「履修単位」であり、「事前に行う準備学習」は規則上必要とされていないこともあり、シラバスに明示する例示として「事前に行う準備学習」は含めない方が良いのではないかと。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 教育的観点からは含めることが適切であるため。法令による規定は最低限必要とされるものであり、それ以上を基準・観点で要求することは教育の質の向上のためにも重要である。規則上ないとしても、教育的観点からは含めるべきである。</p>
29	5-2-③	<p>「また、インターンシップ・・・」と改正されているが、この基準では、創造性を育む教育方法の工夫とインターンシップの両方が必須であるように読み取れる。改正前の「工夫やインターンシップの…」という基準では単なる並置に読み取っていたはずであるが、如何か。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 両者についてそれぞれ分析することが適切と考えるため。</p>
30	5-4	<p>「<u>進級・卒業認定が適切であり</u>、有効なものとなっていること。」を「<u>進級・卒業認定が適切に行われており</u>、有効なものとなっていること。」に修正</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 原文で適切と考えられるため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
31	5-4	5-4において、「進級・卒業認定が適切であり」とあるが、高等専門学校（準学士課程）では、卒業認定だけでなく、進級認定の適切さも求められるのか。	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 学校教育法施行規則第179条で準用する、同第57条では、「各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。」と規定されており、高等専門学校（準学士課程）において、進級認定の適切さが求められているため。</p>
32	5-4-①	「成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、」を「成績評価・単位認定規程や進級・卒業認定規程が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規程に従って、」に修正	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 No.21と同様の理由のため。</p>
33	5-5-①	「それからの発展」では曖昧なので、改訂の理由にあるとおり、「準学士課程の教育との連携及び準学士課程の教育からの発展」と明記すべきと思われる。	<p>【対応】 次のとおり修正する。</p> <p>「<u>教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程</u>となっているか。」</p> <p>【理由】 「それからの発展」が何を指すのか明確にするため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
34	5-5-①	<p>連携というのは異なった教育種を結ぶ時に使用し、準学士課程と専攻科は同一学校種なので、教育の接続あるいは教育の連関といった用語の方が適切と思われる。また、「そこからの発展」は曖昧であり、きちんと準学士課程の教育からの発展と明示した方がよいことから、「教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連関、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。」としてはどうか。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正を行う。</p> <p>「教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連関、<u>及び準学士課程の教育</u>からの発展等を考慮した教育課程となっているか。」</p> <p>【理由】 連携が異なった教育種を結ぶ時に使用し、同一の学校種での教育の接続には連関が適切という考えは必ずしも一般的ではなく、大学院設置基準第7条では、「研究科を組織するに当たっては、学部、大学附置の研究所等と適切な連携を図る等の措置により、当該研究科の組織が、その目的にふさわしいものとなるよう配慮するものとする。」と規定されているなど、同一の高等専門学校の学科と専攻科の接続に連携を使うことに問題はないため、「連携」について修正は行わない。</p> <p>ただし、後段については、準学士課程の教育であることを明確にするため、修正する。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
35	5-5-②	「教育の目的を達成するために適切なもの <u>に</u> なっているか。」を「教育の目的を達成するために適切なもの <u>と</u> なっているか。」に修正	<p>【対応】 次のとおり修正する。</p> <p>「教育の目的を達成するために適切なもの<u>と</u>なっているか。」</p> <p>また、これと同様に対応する準学士課程の観点5-1-①も修正する。</p> <p>【理由】 表現の適切化のため。</p>
36	5-6-②	専攻科課程では、全科目が「学修単位」であるものの、特に実験等については規則上「事前に行う準備学習」を必要とされていない場合もあることから、シラバスに明示する例示として「事前に行う準備学習」は含めない方が良いのではないか。	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 No.28と同様の理由のため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
37	5-7	<p>当該基準（専攻科課程）における「教養教育」の定義が曖昧である。基準5-3（準学士課程）と同様、「人間の素養の涵養」等といった具体的表現がより適切ではないか。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 中教審答申「高等専門学校教育の充実について」において具体的な充実の方策でも提言されている、「一般教育の充実」を意図し、基準を改めた。 一般教育ではなく教養教育としたのは、準学士課程での一般科目と同様な教育と狭く捉えられる懸念があったためである。それだけではなく、専門科目においても幅広い視野と深い見識をもった技術者が養成されるように、創造性の涵養に資するリベラル・アーツ、幅広い総合知識と言った内容も包含される言葉として、教養教育としている。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
38	5-7 5-7-①	<p>専攻科課程の5-7に新たに盛り込まれている「教養教育」について、歳相応の教養を身につけることは重要である。しかし、専攻科における入学者の殆どが高専本科卒であることに鑑み、本科の教育課程において教養教育を十分に身に着けさせ、専攻科では専門教育の充実および創造性を育む教育に特化することが4年生大学との差別化を図り、高専教育の目的に沿うものとする。限られた時間の中で高度な技術を修得するために、各高専の専攻科ではこれまでに、本科との連携を考えカリキュラムに様々な工夫を凝らして実施している。教養教育については、学外からの有識者の特別講演や特別セミナーなど様々な対応が考えられるが、専攻科のカリキュラム内での対応は現実的に厳しいものがあり、あえて専攻科に「教養教育」を科すことに対しては、慎重に対処する必要があると考える。</p> <p>専攻科には設置基準はなく、その教育課程は学位授与機構の審査を経ている。その過程において「教養教育」の重要性を指摘・指導されていない。</p> <p>教育論としての重要性は認識するが、「教養教育」という昔から使われながら定義の確定しない言葉を基準として用いることは如何か。</p> <p>学位授与機構における学士の申請においては準学士課程からの単位積み上げにより必要な単位数を計算する。専攻科課程単独でのこのような議論は如何なものか。</p> <p>また、専攻科設置に当たり、文部科学省の説明では、「教</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 No.37と同様の理由のため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
		<p>「養教育」は無理に取り入れる必要はなく、各学校の判断に委ねらる、との見解であった。</p>	
39	5-7-①	<p>専攻科において、教養教育が行われていない課程もあるが、「教養教育」の記載は良いか。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 No.37と同様の理由のため。</p>
40	5-7 5-5-①	<p>「教養教育や研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること」とあるが、「5-5-① 教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、それからの発展等を考慮した教育課程」とあるように、準学士課程の発展課程として専門課程を考えていると思う。基準5-7の「教養教育と研究指導」に「専門課程」を加える必要があるのではないか。また、基準5-5が専門課程に該当するのであれば、その基準に「専門課程」あるいは「発展等を考慮した教育課程」を明記すべきではないか。</p> <p>基本的な観点において、例示を削除した理由は理解できるが、結果として評価基準が曖昧になっており、これを補う表現が必要ではないか。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 基準5-5から5-8、基本的な観点5-5-①から5-8-①までは、専攻科課程が対象となることは、明示しているため。</p> <p>なお、高等専門学校が例示の取組に限定される恐れがあるため、例示は削除している。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
41	基準7 趣旨	「一般の学生のニーズも多様化しているために、学生のニーズを把握する」を「一般の学生のニーズも多様化しているため、学生のニーズを把握する」に修正	<p>【対応】 次のとおり修正する。</p> <p>「一般の学生のニーズも多様化しているため、学生のニーズを把握する」</p> <p>【理由】 表現の適切化のため。</p>
42	7-1-③	「外国留学のための支援体制が整備され」とあるが、大学機関別認証評価では求められていない観点であるが、高等専門学校には必要なのか。	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 高等専門学校では、資格試験や検定試験受講の支援と並んで、国際的な能力を涵養する意味でも外国留学のための支援体制の整備は重要であるため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
43	7-1-⑤	<p>「適切な責任体制の下に」が追加されているが、「適切な責任体制」とはどこまでの体制を意味するのか？部活動（特に危険を伴う柔道，剣道，空手などを初めとする運動部や化学関連クラブなど）に必ず教員が付きそうことなどを高専の業務とすれば（現在は教員の自主的な職外活動とみなされていて，事故には保険で対処），休日出勤手当等の問題が生じ，現状の運営費交付金では人件費の確保が出来なくなる。また，現在の教職員の勤務体制からは，明らかに適切な責任体制を取れない時間帯が発生するため，労働基準法上の問題を解決する必要があると思われる。「責任体制」の具体的な評価の観点を例示願いたい。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 本評価では，まず，高等専門学校を踏まえ，高等専門学校が自ら評価することが必要であり，高等専門学校が考える「適切」性が，十分な根拠に基づいて分析されているか評価することとなる。</p> <p>したがって，「適切」性は，高等専門学校で考えるべきものであるため。</p>
44	8-1-①	<p>「環境面への配慮がなされているか」とある。環境面を配慮することは重要ではあるが，評価基準に入れることは如何か。学校環境衛生に関する法令を根拠とするのか，評価を如何なる基準で行うか示されていないため，取り組みが適正に評価できないのではないか。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 高等専門学校が必要と考える環境への配慮・対応について，それぞれの高等専門学校での取組を分析するため。</p>
45	基準9	<p>高等専門学校評価基準の構成について，高等専門学校設置基準によると，ファカルティ ディベロップメントは，「教育課程」に関する一連の規定に位置づけられていることに鑑み，基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」は，基準5「教育内容及び方法」の次にあるべきものではないか。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 基準6の「教育の成果」，基準7の「学生支援」，基準8の「施設・設備」を教育の一環と考えての順序が適切であるため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
46	基準9 趣旨	「さらに、教育支援者等の資質の向上を図るための取組等が行われているか、等、」を「さらに、教育支援者等の資質の向上を図るための取組等が行われているか等、」に修正	<p>【対応】 次のとおり修正する。</p> <p>「さらに、教育支援者等の資質の向上を図るための取組等が行われているか等、」</p> <p>【理由】 表現の適切化のため。</p>
47	9-1-② 11-2	<p>基準9における「自己点検・評価」では、「学校として策定した基準に基づいて適切に行われること」が明示されたのに対し、基準11のそれに対しては従来のままであるのは一貫性がない。</p> <p>基準9および11で使われている「自己点検・評価」は、ともに学校教育法に規定されている。基準9においては「学校として策定した基準」が求められ、基準11では言及されていないのは、一貫性に欠ける。基準11についても、「学校として策定した基準」が必要であれば、そのことを明言すべきであり、「学校として策定した基準」は基準9にかかわる部分に関してのみ必要ということであれば、その点の補足説明を付記していただきたい。</p>	<p>【対応】 次のとおり修正する。</p> <p>11-2-① 自己点検・評価が<u>学校として策定した基準に基づいて</u>高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。</p> <p>【理由】 基準9における改訂の趣旨と整合させるため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
48	9-1-③	「教育課程の見直し等 <u>具体的かつ継続的な方策が</u> 」を「教育課程の見直し等、 <u>具体的かつ継続的な方策が</u> 」に修正	<p>【対応】 次のとおり修正する。</p> <p>「教育課程の見直し等<u>の</u>具体的かつ継続的な方策が」</p> <p>【理由】 表現の適切化のため。</p>
49	9-1-④	「授業内容，教材， <u>授業技術</u> 等の継続的改善を行っているか。」を「授業内容，教材， <u>授業方法</u> 等の継続的改善を行っているか。」に修正	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 改正案は、「<u>授業技術</u>」ではなく、「<u>教授技術</u>」であり、原文のままで適切であるため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
50	9-2	<p>「教員以外に教育支援者等（教育補助者の助手，TA等の配置を含む）の資質の向上を図るための取組を行っているか。（改正のポイントから）」とあるが，高専によっては全員が助教（助手がいない）のケースや専攻科生をTA（例えば，本科生の資格試験の学習会の補助や通常の学習補助に活用）とする場合も，専攻科生は授業も多く，1年次夏休みはインターンシップ，2年次当初は進路決定，その後は学位授与機構の論文・試験，また特別研究の論文など忙しく，十分にTAとして活用することは難しい。また，予算の確保も課題である。このため，高専によっては教務の事務担当者程度が教育支援者であるなど，教育支援者を十分に確保できておらず，資質の向上の取り組みまでは到達できる見通しが立たない現状である。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 それぞれの高等専門学校の実情に合わせて自己評価することで問題はない。助手，TAを配置していない場合でも，教育支援を行う技術職員，事務職員等の研修は必要であるため。</p>
51	基準10 趣旨	<p>外部資金の獲得は財務面で非常に重要である。しかし，趣旨に例示されている「科学研究費補助金」は，むしろ「選択的評価事項A 研究活動の状況」において取り上げるべきではないか。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 基準10では，安定した財務基盤を築くための一方策として，外部の財務資源の活用策について分析するのに対し，外部の財務資源に基づく研究活動の成果については，従来どおり選択的評価事項Aにおいて評価するため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
52	基準 10 趣旨	「科学研究費補助金，共同研究費等 <u>様々な外部資金</u> の活用も重要です。」を「科学研究費補助金，共同研究費等， <u>様々な外部資金</u> の活用も重要です。」に修正	<p>【対応】 次のとおり修正する。</p> <p>「科学研究費補助金，共同研究費等<u>の</u>様々な外部資金の活用も重要です。」</p> <p>【理由】 表現の適切化のため。</p>
53	基準 11 趣旨 11-1-②	「危機管理に係わる体制が整備されているか。」とあるが，趣旨説明で「予期できない事態に対応するために危機管理体制の整備も・・・重要・・・」とあり，これがどこまでの体制を指し示すか不明である。例えば，“危機管理組織”の規則整備程度であれば可能であるが，もし，文章通りの「予想できない危機」を含むあらゆる危機（地震，火災，新型インフルエンザなどは予想がつくが，予想できない危機が発生するから「危機」となる）に対応可能な規則整備などを指しているとするれば，早急かつ満足のいく対応はできない。「体制が整備され」の例示を追加願いたい。	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 高等専門学校が考える「危機管理に係わる体制」が整備されているかを評価するため。</p>
54	基準 11 趣旨	趣旨に「予期できない事態に対応するために危機管理体制の整備も重要です。」とあるが，基準には記されていない。評価対象であれば，基準に明記すべきであり，基本的な観点 1 1 - 1 - ②で評価対象とするのは不適切ではないか。	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 基準 11-1 に規定する「必要な管理運営体制」に含まれているため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
55	11-2	「システムが整備され、有効に <u>運営</u> されていること。」を「システムが整備され、有効に <u>機能</u> していること。」に修正	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 「機能」ではなく、「有効に運営されているか」という分析の視点を明確にするため。</p>
56	11-2-③	「システムが整備され、有効に <u>運営</u> されているか。」を「システムが整備され、有効に <u>機能</u> しているか。」に修正	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 No.55と同様の理由のため。</p>
57	11-2-③	「評価結果がフィードバックされ」は、この観点の順番だと「自己点検・評価の結果がフィードバックされ」と読めるが、それでよいか。	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 「自己点検・評価の結果がフィードバックされ」を意図しているため。</p>
58	11-3	「外部の教育資源を積極的に活用」とあるが、大学機関別認証評価では求められていない観点であるが、高等専門学校には必要なのか。	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 中央教育審議会答申を踏まえ、これからの高等専門学校にとって、社会との共同教育が重要であるとともに外部教育資源の積極的な活用が重要であるため。</p>

No.	該当箇所	意見等	対応
59	11-4	<p>基準1.1管理運営の「1.1-4」では、「高等専門学校の教育研究活動等の状況やその活動成果に関する情報を広く社会に提供していること」とあるが、個別的内容については、風評被害による経営への影響が懸念されるので慎重な検討をお願いしたい。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 学校教育法の改正（第1.1.3条，第1.1.5条第2項，平成19年12月26日施行）並びに高等専門学校設置基準第3条に対応する観点を必要とするため。 なお，評価に当たっては，慎重に行うこととしている。</p>
60	<p>選択的評価事項B 基本的な観点</p>	<p>正規課程の学生以外を対象とした選択的評価事項Bの基本的な観点到、「センター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものになっているか。」を追加しては如何か。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 センター等についても，それが正規課程の学生以外の教育サービスに活用されている場合には，従来からある観点B-1-①で評価することが可能なため。</p>